

筑大学企企第 25-99 号
令和 8 年 2 月 6 日

私立大学図書館協会会長 殿

国立大学法人筑波大学長
永 田 恭 介
(公印省略)

大学図書館職員長期研修の受講資格の見直しについて（通知）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、筑波大学では、大学図書館職員のマネジメント・企画等の能力の向上を図ることを目的に、大学図書館職員長期研修を毎年開催しております。これについて、別紙のとおり受講資格の見直しを行いましたのでお知らせいたします。

ご不明の点がございましたら、以下の連絡先へお問い合わせください。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

【照会・送付先】

筑波大学学術情報部情報企画課（企画渉外）
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
電話 029-853-2347 / 6395 FAX 029-853-6052
E-mail tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp

別紙

大学図書館職員長期研修の受講資格の見直しについて

令和 8 年度より、国立大学法人等職員の受験可能年齢が 30 歳から 35 歳に引き上げられることを踏まえ、本研修の受講資格（1-1 項）（※）について、以下のとおり見直します。

- ・ 令和 7 年度まで：係長クラスで年齢 35 歳以上 45 歳以下である者
- ・ 令和 8 年度から：係長クラスで年齢 35 歳以上 50 歳以下である者

<見直しの考え方>

本研修は、将来的に運営の中核を担う職員の育成を目的とするものですが、近年では中途採用者の増加及び個々の事情等により現行の年齢要件では受講の機会を得られない職員が一定数存在していることも課題として認識されてきました。

国立大学法人における今回の受験可能年齢の引き上げにより、より多くの人に門戸を開き人材の多様性を確保するという方向性が示されたことを受け、本研修においても同様の観点から見直しを行うものです。なお、定員数（30 名）の変更は現在のところ予定しておりません。

今後も本研修を取り巻く状況の変化を踏まえながら、研修の質と公平性の両立に向けて、必要な改善を継続してまいります。

（※）参考）令和 7 年度大学図書館職員長期研修実施要項

<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/choken/youkou2025.pdf>